

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】令和4年1月25日(2022.1.25)

【国際公開番号】WO2020/194013
 【出願番号】特願2021-508086(P2021-508086)

【国際特許分類】

B 2 9 B 1 5 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)

B 2 9 K 1 0 5 / 0 8 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

B 2 9 B 1 5 / 1 2

B 2 9 K 1 0 5 : 0 8

10

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月15日(2019.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

二次元に配向した強化繊維と、該強化繊維に含浸された樹脂と、を備えた成形用基材であって、

前記強化繊維は、互いに異なる3つ以上の配向角度で配向しており、

前記配向角度のうち1つまたは2つの配向角度で配向した前記強化繊維は連続繊維であり、

、

前記1つまたは2つの配向角度以外の配向角度で配向した前記強化繊維は、各繊維が前記成形用基材内において分断された状態で前記1つまたは2つの配向角度以外の配向角度で配向した不連続繊維である、成形用基材。

30

【請求項2】

前記配向角度のうち2つの配向角度で配向した前記強化繊維が連続繊維であり、前記2つの配向角度以外の配向角度で配向した前記強化繊維は不連続繊維であり、前記2つの配向角度の差の絶対値が85°以上95°以下である、請求項1に記載の成形用基材。

【請求項3】

前記不連続繊維である強化繊維は、各々の配向角度に対応する方向に引き揃えられ、前記樹脂とともに、前記連続繊維である強化繊維と交差しない層を形成している、請求項1または2に記載の成形用基材。

【請求項4】

互いに異なる配向角度で配向した前記不連続繊維である強化繊維は、それぞれ別の層を形成している、請求項3に記載の成形用基材。

40